

高齢者講習の流れ

①「変更・欠席の連絡書」の返信

変更・欠席の方のみ、左側の連絡書を返信してください。
指定日に受講される方は返信の必要はありませんので、
指定日に受講してください。

※更新期間が満了する6か月以内に高齢者講習を受講しなければ、運転免許証の更新ができません。

② 高齢者講習(2時間)

(大特、小特、二輪、原付免許のみ 1時間)

講習を受講すると、免許更新に必要な「終了証明書」が交付されます。

③ 免許更新手続

誕生日の前後1か月の間に手続を行ってください。

◇運転免許証の返納をお考えの方へ◇

県内の警察署に返納された方は、希望により運転経歴証明書(有料1,100円)の交付を受けることができますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

【問合せ先】 運転免許センター ☎077-585-1255

高齢者講習の内容等

★ 手数料 **6,450円** (大特・小特・二輪・原付 2,900円)

★ 時間 **2時間** (大特・小特・二輪・原付 1時間)

※大特、小特、二輪、原付免許のみの方は実車指導はありません。



| | | | |
|----|--------|--------------|-----|
| 講習 | 講義 | 交通安全に関する講義 | 30分 |
| | 運転適性検査 | 検査器材を使用した指導 | 30分 |
| | 実車指導 | 車両に乗るなどしての指導 | 60分 |

※上記講習の他「認定教育」制度があります。

【注意事項】

普通自動車対応免許をお持ちの方で、日常的に原付等しか運転されない方が、実車指導のない高齢者講習を受講された場合、更新できる免許は原付等免許のみとなります。普通自動車対応免許の更新ができなくなりますので、ご注意ください。

☞ 受付・講習時間以外の駐車はご遠慮ください。

!! 特殊サギ注意 !!
家族や警察にまず相談を